

固定資産税（償却資産）に関する よくある質問

Q. 申告書が届いたら毎年必ず申告する必要がありますか？

A. 申告書が届きましたら申告をお願いします。なお、該当資産が無い方には3年に1度（次回は令和8年12月）、前年度の決定価格が100万円を下回る方には毎年、申告書に代えて制度周知のはがきをお送りしています。この場合は、資産に異動があった場合のみ申告をお願いします。

Q. 申告書が届きましたが、資産に異動がない場合も毎年申告する必要がありますか？

A. 資産に異動がない場合であっても、その旨の申告をお願いします。申告書の「**⑱備考**」欄の「2 資産の異動なし」を○で囲んで申告書を提出してください。

Q. 税務署への確定申告とは別に、償却資産の申告もしなくてはならないのですか？

A. 税務署への申告は国税に関するものであり、市税事務所への申告は地方税（固定資産税）に関するものです。税務署への申告とは別に、償却資産の申告が必要です。

Q. 事業を行っているが償却資産を所有していない場合は申告の必要がありますか？

A. 初めて本市に申告される方につきましては、「**⑱備考**」欄の「3 該当資産なし」欄に○をつけて申告書を提出してください。次年度以降、申告書の送付は控えさせていただきますが、資産に異動があった場合は申告をお願いします。

Q. お店を開業して償却資産の申告をしましたが、事業をしている間はずっと課税されるのでしょうか？

A. 資産の取得価額等から算出する課税標準が150万円（免税点）を下回ると課税されません。

Q. 申告書用紙の送付が不要な場合はどうすればよいですか？

A. 「**⑱備考**」欄に送付不要の旨を記載して申告書を提出してください。次年度から用紙一式の送付を控えさせていただきます。

Q. 申告書の用紙が足りないのですが・・・

A. 川崎市ホームページから申告書と種類別明細書のダウンロードができます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000053635.html>)

Q. 申告書の書き方がわからないのですが・・・

A. 記載方法を御案内しますので、作成資料として法人税又は所得税の申告書の控え及び固定資産台帳・減価償却資産明細書等の償却資産の状況がわかる書類を御用意の上、



かわさき市税事務所資産税課償却資産担当の窓口（平日 8:30～17:00）へお越しく下さい。

Q. 償却資産を改良したのですが、申告が必要ですか？

A. 必要です。償却資産の改良のため支出した金額（資本的支出）がある場合は、本体部と区別して申告をお願いします。この場合、本体と同一の耐用年数を御使用ください。

Q. ブルドーザーやクレーン車を所有しているのですが、申告が必要ですか？

A. ブルドーザーやクレーン車のような大型特殊自動車は、自動車税（種別割）及び軽自動車税（種別割）の課税対象とならないため申告が必要です。ナンバープレートの有無は申告の対象を判断するものではありません。

Q. 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった減価償却資産も償却資産の申告をしなければならないのですか？

A. 償却済となった資産でも、事業の用に供することができる状態にある限り、申告をする必要があります。なお、償却資産の評価額の最低限度額は取得価額の5%です。国税の取扱いとは異なります。

Q. 川崎区と中原区に資産があります。一枚の申告書で合算して申告していいですか？

A. 川崎市内で異なる区に資産がある場合は、合算せず区ごとに申告をしてください。（例えば、川崎区と中原区に資産があった場合、二枚の申告書を作成してください。）

Q. 引越しをした場合には何か手続きが必要ですか？

A. 申告書の住所欄に新しい住所を記載していただくか、右の専用フォームから連絡してください。今後、書類は新しい住所に送付します。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/70c9c363-d825-4a0e-9270-fb048ce69f38/start>



Q. 区役所に提出できますか？

A. 区役所（支所・出張所）への申告書の提出はできません。申告書はかわさき市税事務所資産税課償却資産担当、または各市税事務所・市税分室資産税課の窓口へ御提出ください。

提出先の誤りが大変多くなっておりますので、お気をつけください。

Q. 転出・廃業したのですが・・・

A. 転出・廃業等により、申告すべき資産が本市区内になくなった場合は、かわさき市税事務所資産税課償却資産担当までお知らせください。

Q. 設備の設置費用は申告の対象となりますか？

A. 資産の取得価格は購入代価とその資産を事業の用に供するために直接要した費用が含まれます。設置費用等の付帯費を含めて御申告ください。